

経済産業省

25商ガ安第14号

平成25年11月22日

国土交通省土地・建設産業局

建設市場整備課長 屋敷 次郎 殿

経済産業省 商務流通保安グループ

ガス安全室長 大本 治康

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス（都市ガス及び液化石油ガスをいう。以下同じ。）事故のうち、ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者がガス管等の近傍で行う工事（以下「他工事」という。）の際、建設工事等の作業者がガス管を損傷することにより、自ら負傷し、又はガス供給支障を起こすなどの事故が、平成20年から平成24年の5年間で計376件、年平均で約75件発生しており、ガス事故全体の中でも毎年1割以上を占めるとともに、45名の負傷者を生じさせています。平成25年は、10月末現在で、他工事事故は57件発生し、10名の負傷者が出ております。

平成25年2月には、内装工事を行っていた業者が、ガスが止まっていると思い込み、電動のこぎりで内管を切断し、ガスを漏えいさせる事故が発生しています。この業者は、内管をプラグ止めにて応急措置を行い、作業を続けたため、火災が発生し、2名が負傷する事故に発展しました。また、平成25年10月には、改築工事を行っていた建築業者が、駐車場造成のためバックホー使用中にガス管を損傷し、さらに電動サンダーによりそのガス管を切断しようとしたために着火して、2名が負傷する事故が発生しております。

事故の原因としては、工事の際にガス事業者に事前照会をしなかったため、ガス管の存在を知らずに作業したこと、目的の配管と誤ってガス管を切断したこと、ガス漏えいの処理を自ら行おうとし、誤った対応をして着火させてしまったこと、ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまったこと、ガス事業者への事前照会を行っていたものの、その内容を現場作業員に知らせていなかったこと、など基本的な事項を守っていなかった



事案が多いことが認められます。

つきましては、このような建設工事等におけるガスパ管損傷事故の再発防止のため、他工事に係る事業者等に対し、以下の要請を行ってくださいますようお願いいたします。

- ・工事前には、ガス事業者、ガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者、立会を求めること。
- ・ガス事業者、照会して得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ・ガスパ管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ・敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- ・工事の際、ガスパ管及びガスパ管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者、連絡すること。
- ・ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者、連絡すること。

(添付資料)

- ・参考資料 1 平成 24 年の建設工事等におけるガスパ管損傷事故
- ・参考資料 2 平成 25 年の建設工事等におけるガスパ管損傷事故
- ・参考資料 3 他工事業者向けパンフレット

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinashitai/use/pdf/koji_2012.pdf

(参考) 最近の他工事によるガスパ管・ガス設備損傷事故件数の推移

ガス事故(他工事) 件数	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	計
ガス事故件数	532	490	587	692	727	3,028
うち、都市ガス	298	305	383	467	473	1,926
液化石油ガス	234	185	204	225	254	1,102
他工事事故件数	67	62	78	76	93	376
うち、都市ガス	46	46	61	61	70	284
液化石油ガス	21	16	17	15	23	92
うち事前照会無し	42	41	60	52	52	247
*不明(外数)	10	9	8	7	0	34
他工事による負傷者数	7	6	7	16	9	45

(経済産業省ガス安全室調べ)